

○泉大津市重度障害者の医療費の助成に関する条例

昭和48年12月13日

条例第31号の1

(平11条例1・平29条例16・題名改称)

最近改正 平成30年3月2日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、重度障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって重度障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(平11条例1・平29条例16・一部改正)

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、泉大津市の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める医療保険に関する法律（以下「医療保険各法」という。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）を所持する者のうち、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当する者
- (2) 規則で定める判定機関（以下「判定機関」という。）において知的障害の程度が重度であると判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表において1級に該当する者
- (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の所持者又は特定疾患治療研究事業実施要

綱に基づき都道府県知事が交付する受給者証の所持者のうち、その障害の程度が国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第4条の6の別表において1級の第9号に該当する者（その障害の程度が同程度以上と認められる者を含む。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する障害児のうち、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第1条第3項の別表第3において1級の第9号に該当する者

(5) 身体障害者手帳を所持し、かつ、判定機関において知的障害の程度が中度であると判定された者

2 対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療費の支給を受けている者

(3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であった者を含む。）又は医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(4) 廃止前の泉大津市老人の医療費の助成に関する条例（昭和46年泉大津市条例第19号）により医療証の交付を受けている者

(5) 泉大津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年泉大津市条例第10号）又は泉大津市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年泉大津市条例第10号）により医療証の交付を受けている者

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者は除く。）に限る。）であって、当該施設に入所をした際他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定にかかわらず、当該他の市町村の対象者とする。

（平6条例15・平11条例1・平16条例10・平18条例7・平20条例4・平26条例20・平29条例16・一部改正）

（所得制限）

第3条 前条の規定にかかわらず、前年の所得（各年の1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者にあつては、前々年の所得。以下同じ。）が、規則で定める額を超える者は、対象者としない。

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の規定は適用しない。

3 第1項において、計算される所得の範囲及びその額の計算方法については規則で定める。

4 第1項の規定にかかわらず、同項に規定する所得の額の計算方法について、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、同項に規定する額以下になる者は除く。

（平16条例10・追加、平29条例16・平30条例10・一部改正）

(助成の範囲)

第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。

(2) 医療保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から医療保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。

(3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）に支払うことによって行う。ただし、第5条の申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(平6条例15・平6条例22・平8条例1・平12条例21・一部改正、
平16条例10・旧第3条繰下・一部改正、平18条例28・平29条例
16・一部改正)

(医療証の申請)

第5条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、規則で定める医療証を交付する。

(平29条例16・全改)

(助成の適用)

第6条 第4条の規定による医療費の助成は、前条第1項の規定による申請があった日から適用する。

2 前条第1項による申請が月の途中である場合には、前項の規定にかかわらず、その適用を当該月の初日に遡及することができる。ただし、当該月において、身体障害者手帳を交付される者にあつては身体障害者手帳の交付日、知的障害の程度の判定をされた者にあつては療育手帳又は判定書の判定日、精神障害者保健福祉手帳を交付される者にあつては精神障害者保健福祉手帳の交付日、又は特定医療費（指定難病）受給者証若しくは特定疾患医療受給者証を交付される者にあつては特定医療費（指定難病）受給者証若しくは特定疾患医療受給者証に記載される有効期間の開始日を超えて遡及することはできない。

(平29条例16・全改)

(医療証の提示)

第7条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が、大阪府内に所在地を有する医療機関において第4条第1項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。

(平16条例10・旧第7条繰下、平29条例16・旧第8条繰上・一部改正)

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、第4条第1項の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(平16条例10・旧第9条繰下・一部改正、平29条例16・旧第10条繰上・一部改正)

(届出義務)

第9条 受給者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者が、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（平16条例10・旧第10条繰下、平29条例16・旧第11条繰上・一部改正）

（譲渡等の禁止）

第10条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

（平16条例10・旧第11条繰下、平29条例16・旧第12条繰上）

（不正利得の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者がいるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全額又は一部の返還又は支払を請求することができる。

（平16条例10・旧第12条繰下、平29条例16・旧第13条繰上・一部改正）

（事実の調査）

第12条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

（平29条例16・追加）

（報告等）

第13条 市長は、助成に当たり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

（平29条例16・追加）

（助成の制限）

第14条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、

【届出_根拠規範】 27_大阪府泉大津市_1

又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(平29条例16・追加)

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平16条例10・旧第13条繰下、平29条例16・旧第14条繰下)

附 則

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則 (昭和58年1月25日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に行われた改正前のこの条例による老人医療費の助成については、なお従前の例による。ただし、改正前の泉大津市老人の医療費の助成に関する条例第2条の規定により医療費の助成を受けることができる者で、所得税法に規定する所得金額から所得控除を行った額が800万円をこえる者については、昭和58年6月30日限りその受給資格を失う。

附 則 (昭和59年10月27日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年9月25日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年9月27日条例第15号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成6年10月7日条例第22号) 抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の〔中略〕泉大津市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例〔中略〕の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則 (平成8年3月6日条例第1号)

【届出_根拠規範】 27_大阪府泉大津市_1

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 〔前略〕第3条の規定による改正後の泉大津市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例の規定は、平成8年4月1日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療について適用し、施行日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月3日条例第1号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月14日条例第21号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。〔ただし書〕略

附 則（平成16年6月25日条例第10号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の泉大津市ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例、第2条の規定による改正後の泉大津市乳幼児の医療費の助成に関する条例及び第3条の規定による改正後の泉大津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月2日条例第7号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月20日条例第28号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の泉大津市ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例、第2条の規定による改正後の泉大津市乳幼児の医療費の助成に関する条例、第3条の規定による改正後の泉大津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成

【届出_根拠規範】 27_大阪府泉大津市_1

に関する条例及び第4条の規定による泉大津市老人の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年2月28日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の泉大津市老人の医療費の助成に関する条例、第2条の規定による改正後の泉大津市ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例及び第3条の規定による改正後の泉大津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月16日条例第20号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。〔ただし書〕略

附 則（平成29年9月19日条例第16号） 抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の泉大津市重度障害者の医療費の助成に関する条例（以下「新障害者医療費助成条例」という。）、第2条の規定による改正後の泉大津市子どもの医療費の助成に関する条例（以下「新子ども医療費助成条例」という。）及び第3条の規定による改正後の泉大津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（以下「新ひとり親家庭医療費助成条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

第3条 新障害者医療費助成条例第2条第3項に規定する対象者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。以下同じ。）への入所をしたことにより、当該施設の所在す

【届出_根拠規範】 27_大阪府泉大津市_1

る場所に住所を変更したと認められる対象者であって、当該施設に入所をした際他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有していたと認める市町村の対象者について適用し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者であって、当該施設に入所をした際他の市町村の区域内に住所を有していたと認めない市町村の対象者については、なお従前の例による。

第4条 新障害者医療費助成条例第4条第1項の食事療養及び生活療養に係る給付に関する規定は、施行日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行日前に係る対象者については、平成30年10月31日までは、なお従前の例による。

第5条 新障害者医療費助成条例第4条第1項、新子ども医療費助成条例第2条第3項及び新ひとり親家庭医療費助成条例第5条第1項の精神病床への入院に係る給付に関する規定は、施行日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行日前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

第6条 第4条の規定による廃止前の泉大津市老人の医療費の助成に関する条例（以下「旧老人医療費助成条例」という。）第2条に規定する対象者が、施行日前に受けた療養に要する費用に係る助成については、なお従前の例による。

第7条 施行日前における旧老人医療費助成条例第2条に規定する対象者（施行日以後、大阪府内の市町村から泉大津市に住所を変更した者を含む。以下同じ。）が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までに受けた療養に要する費用に係る助成については、新障害者医療費助成条例の規定を準用する。

第8条 施行日前における旧老人医療費助成条例第2条に規定する対象者が、平成33年3月31日までに受けた精神病床への入院に要する費用に係る旧老人医療費助成条例第3条に規定する助成の範囲については、前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第9条 施行日前における旧老人医療費助成条例第2条に規定する対象者が、施行日以後、新障害者医療費助成条例又は新ひとり親家庭医療費助成条例により医療

【届出_根拠規範】 27_大阪府泉大津市_1

証の交付を受けたときは、前2条の規定にかかわらず、助成の対象としない。

(準備行為)

第10条 新障害者医療費助成条例第5条、第9条、第12条及び第13条の規定による必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(泉大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第11条 泉大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年泉大津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成30年3月2日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の泉大津市ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の泉大津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、平成30年1月1日から適用する。

○泉大津市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則

昭和48年12月14日

規則第37号

(平11規則3・平29規則14・題名改称)

最近改正 平成30年5月31日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、泉大津市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年泉大津市条例第31号の1。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平11規則3・平16規則25・平29規則14・一部改正)

(医療保険各法)

第2条 条例第2条第1項の医療保険各法は次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(平6規則21・平24規則23・一部改正)

(判定機関)

第3条 条例第2条第1項第2号の判定機関は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童相談所
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知的障害者更生相談所
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神保健指定医

(平11規則3・平29規則14・一部改正)

(所得の額)

第4条 条例第3条第1項に規定する規則で定める所得の額は、対象者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶

養親族等」という。)がないときは、462万1,000円とし、扶養親族等があるときは、462万1,000円に当該扶養親族等1人につき38万円(当該扶養親族等が同法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。))又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。))又は老人扶養親族1人につき48万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))をいう。)であるときは、当該特定扶養親族等1人につき63万円とする。)を加算した額とする。

(平16規則25・全改、平24規則23・平30規則25・一部改正)

(所得の範囲)

第5条 条例第3条第3項に規定する規則で定める所得の範囲は、国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第6条の規定を準用する。この場合において、同条中「法第36条の3第1項」とあるのは「条例第3条第1項」と読み替える。

(平16規則25・全改)

(所得の額の計算方法)

第6条 条例第3条第3項に規定する規則で定める所得の額の計算方法は、国民年金法施行令第6条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「法第36条の3第1項」とあるのは「条例第3条第1項」と読み替える。

(平16規則25・追加)

(所得の額の計算方法の特例)

第7条 条例第3条第4項の規則で定める所得の額の計算方法の特例は、その所得の生じた年の翌年の1月1日以後に災害により生じた地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額の合計額が同号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イ、ロ又はハに定める額(同号イ中「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」とあるのは「前条の規定によって計算したその所得の額」と読み替えるものとする。以下同じ。第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額)を超えるに至ったときは、そのを超えるに至った日後に受けた医療に係る医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に災害により生じた地方税法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額

の合計額（次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額）を前条の規定によって計算したその所得の額から控除するものとする。

(1) 前条の規定によって計算したその所得の額から控除すべき雑損控除額（その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号に規定する控除を受けた者の雑損控除額をいう。）に相当する額がある場合において、当該雑損控除額の計算の基礎となった損失の金額のうち災害により生じた損失の金額があるとき その金額の合計額

(2) 前号に規定する雑損控除額に相当する額がない場合 地方税法第314条の2第1項第1号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める額

2 その所得の生じた年の翌年の1月1日以後に支払った条例第2条に規定する者に係る地方税法第314条の2第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額が前条の規定によって計算したその所得の額の100分の5に相当する額と10万円とのいずれか低い額（第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額）を超えるに至ったときは、その超えるに至った日以後にその者が受けた医療に係る医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に支払ったその者に係る地方税法第314条の2第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額（次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額）と200万円（第1号に規定する医療費控除額に相当する額がある場合には、200万円からその額を控除した額）とのいずれか低い額を前条の規定によって計算したその所得の額から控除するものとする。

(1) 前条の規定によって計算したその所得の額から控除すべき医療費控除額（その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第2号に規定する控除を受けた者の医療費控除額をいう。）に相当する額がある場合において、当該医療費控除額の計算の基礎となった医療費の金額のうち当該条例第2条に規定する者に係る医療費の金額があるとき その金額の合計額

(2) 前号に規定する医療費控除額に相当する額がない場合 前条の規定によ

って計算したその所得の額の100分の5に相当する額と10万円とのうちい
ずれか低い額

(平29規則14・全改)

(一部自己負担額)

第8条 条例第4条第1項に規定する一部自己負担額は、健康保険法第63条第3
項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規
定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）ごとに、1日につき5
00円とする。ただし、当該一部自己負担額は、条例第4条第1項に規定する対
象者が負担すべき額を超えることができない。

2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関は、前項の規定の適用
については、歯科診療及び歯科診療以外の診療につき、それぞれ別個の医療機関
とみなす。

3 対象者が同一の月に同一の医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた
場合における第1項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養は、それ
ぞれ別の医療機関において受けたものとみなす。

4 対象者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が3,000円を超
える場合は、当該合算した額から3,000円を控除した額を助成する。

5 前項の助成を受けようとする者は、重度障害者医療費助成一部自己負担額償還
申請書（様式第1号）に、支払った一部自己負担額に関する証拠書類を添えて、
市長に申請しなければならない。ただし、市長が医療機関又は審査支払機関から
一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときは、この限りでない。

(平16規則25・追加、平18規則23・平18規則35・平29規則
14・一部改正)

(助成の方法の特例)

第9条 条例第4条第3項ただし書の特別の理由は、次の各号のいずれかに該当す
る場合とする。

(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、医療保険各法又は高齢
者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により対象者
（条例第2条第1項に規定する対象者をいう。以下同じ。）に係る療養費、家
族療養費又は特別療養費が現に支給されたとき（食事療養若しくは生活療養に

係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。) 。

(2) 前号に定める場合のほか、市長が特別に必要ながあると認めるとき。

2 条例第4条第3項ただし書の規定による医療費の助成を受けようとする者は、重度障害者医療費支給申請書(様式第2号)により市長に申請しなければならない。ただし、市長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときは、この限りでない。

3 前項の申請書には、当該医療について条例第4条第1項に規定する医療に関する給付が行われたことを証明する書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(平29規則14・全改)

(医療証の申請)

第10条 条例第5条の規定による申請は、重度障害者医療証交付(更新)申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 国民健康保険法、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証

(2) 国民健康保険法、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく特定疾病療養費制度を受けている者は、特定疾病療養受療証

(3) 国の公費負担医療制度を受けている者は、当該公費負担医療制度に係る受給者証

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その資格を審査し、重度障害者医療証(様式第4号。以下「医療証」という。)を交付する。

3 医療証の有効期限は、毎年10月31日とする。

4 医療証の交付を受けている者は、医療証の有効期間が満了したときは、速やかにその医療証を市長に返還しなければならない。

(平29規則14・追加)

(医療証の更新申請)

第11条 医療証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、重度障害者医療証交付(更新)申請書(様式第3号)に前条第1項に掲げる書類を添え、これを市長に提出して医療証の更新を申請することができる。

2 前項の申請があったときは、条例第5条第2項の規定を準用する。

(平2規則1・一部改正、平16規則25・旧第6条の2繰下・一部改正、
平18規則23・一部改正、平29規則14・旧第10条繰下・一部改正)
(医療証の再交付申請)

第12条 受給者は、医療証を破り、汚損し、又は紛失したときは、重度障害者医療証再交付申請書(様式第5号)により市長に再交付を申請することができる。

2 受給者は、前項の規定により医療証の再交付を受けた後、紛失した医療証を発見したときは、速やかにその医療証を市長に返還しなければならない。

(平16規則25・旧第7条繰下、平18規則23・一部改正、平29規則14・旧第11条繰下・一部改正)
(届出)

第13条 条例第9条第1項に規定する規則で定める事項に変更があったときとは、次に掲げるときとする。

- (1) 氏名を変更したとき。
- (2) 市の区域において、その居住地を変更したとき、又は市の区域内に居住地を有しなくなったとき。
- (3) 受給者の疾病又は負傷について条例第4条第1項に規定する医療に関する給付を行う保険者若しくは共済組合に変更を生じたとき、又は当該保険者若しくは共済組合の名称若しくはその事務所の所在地に変更を生じたとき。
- (4) 医療保険各法の規定による被扶養者である受給者にあつては、受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者に変更を生じたとき、又は受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者の住所、氏名若しくは被保険者証、組合員証又は加入者証の記号に変更を生じたとき。
- (5) 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者である受給者にあつては、その者の属する世帯の世帯主若しくは組合員に変更を生じたとき、又は被保険者証の記号番号に変更を生じたとき。
- (6) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者となるに至ったとき。
- (7) 条例第2条第1項第1号に該当する対象者の障害程度に変更を生じたとき。

(8) 条例第2条第1項第2号又は第5号に該当する対象者の知的障害の程度に変更を生じたとき。

(9) 条例第2条第1項第3号又は第4号に該当する対象者の障害の程度に変更を生じたとき。

(10) 条例第2条に規定する対象者の資格要件が消滅するに至ったとき。

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 条例第9条第1項及び第2項の届出は、重度障害者医療費受給資格変更届（様式第6号）又は重度障害者医療費受給資格喪失届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（平11規則3・一部改正、平16規則25・旧第9条繰下・一部改正、平18規則23・平29規則14・一部改正）

（医療証の添付）

第14条 第11条並びに第12条の規定による申請及び前条の規定による届出（同条第1項第3号から第5号までの届出を除く。）には、医療証を添えなければならない。ただし、医療証を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって医療証に代えることができる。

（平29規則14・追加）

（損害賠償を受け得る場合の届出）

第15条 対象者は、自己の疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けることができる場合には、その事実、当該損害賠償をすべき者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を速やかに市長に届け出なければならない。

（平16規則25・旧第10条繰下、平29規則14・旧第14条繰下）

（添付書類の省略）

第16条 市長は、この規則の規定による申請又は届出に添えて提出する書類により証明すべき事実を、公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 市長は、災害その他特別な事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この規則の規定による申請又は届出に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

【届出_根拠規範】 27_大阪府泉大津市_1

(平16規則25・旧第11条繰下、平29規則14・旧第15条繰下・
一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和49年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条に規定する児童相談所、精神薄弱者更生相談所その他の機関又は精神科の専門の医師において次の各号のいずれかの受給資格の認定を受けている者について、その者から昭和49年3月31日までに条例第5条の規定による申請があった場合には、その者の精神薄弱の程度についての判定は、当該児童相談所又は精神薄弱者更生相談所においてなされたものとみなす。

(1) 特別児童扶養手当法(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当

(2) 国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害福祉年金

(3) 大阪府が実施する大阪府重度障害者(児)給付金支給制度に基づく大阪府重度障害者(児)給付金

(平2規則1・一部改正)

3 前項による判定の有効期間は、別に定める。

附 則(昭和59年10月1日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の泉大津市老人の医療費の助成に関する条例施行規則第2条第3号、改正後の泉大津市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例施行規則第2条第5号及び改正後の泉大津市母子家庭の医療費の支給に関する条例施行規則第2条第2号の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和60年10月25日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年9月25日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

【届出_根拠規範】 27_大阪府泉大津市_1

附 則（昭和63年6月30日規則第7号）

この規則は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則（平成元年3月24日規則第14号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年1月22日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年6月22日規則第25号）

この規則は、平成2年7月1日から施行する。

附 則（平成6年10月21日規則第21号） 抄

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の〔中略〕泉大津市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例施行規則〔中略〕の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成11年3月10日規則第3号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月28日規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の規則の規定により提出又は提出されたものとみなす。
- 3 改正前の泉大津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の様式により作成した用紙等で残存するものについては、当分の間、所要の調整を行った上、改正後の泉大津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の様式により作成した用紙等として使用することができる。

附 則（平成16年3月18日規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

【届出_根拠規範】 27_大阪府泉大津市_1

- 2 新たに医療費の助成の適用を受けようとする日の属する月が平成16年6月までの場合における所得の計算方法については、改正後の第5条中「先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とあるのは、「先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

附 則（平成16年8月19日規則第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の泉大津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際、現に改正前の泉大津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書は、新規則の規定により提出されたものとみなす。

附 則（平成18年5月26日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第8条第6項及び第7項の規定は、この規則の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月22日規則第35号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第12条第1項第1号及び第2号並びに同条第3項の規定は、この規則の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月20日規則第23号）

【届出_根拠規範】 27_大阪府泉大津市_1

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、平成23年以後の年の所得の額の計算について適用し、平成22年以前の年の所得の額の計算については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年12月22日規則第30号) 抄

(施行期日)

- 第1条 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(泉大津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 第2条 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の泉大津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の泉大津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の様式(次項において「新様式」という。)によるものとみなす。

- 2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の調整を行った上、新様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則 (平成29年10月2日規則第14号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の泉大津市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

- 3 新規則第9条第1項第1号に規定する精神病床への入院に係る給付に関する規定は、施行日以後に新たに対象となる対象者について適用し、この規則の施行前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

- 4 廃止前の泉大津市老人の医療費の助成に関する条例(昭和47年泉大津市規則第20号)第2条第1項第1号に規定する対象者から、平成30年4月1日から

【届出_根拠規範】 27_大阪府泉大津市_1

平成30年7月31日までの間に、新規則第10条第1項の規定による申請があった場合は、同条第3項の規定に基づく医療証の有効期間については、同項の規定にかかわらず、平成30年8月1日から平成31年10月31日までとすることができる。

5 この規則の施行の際現に改正前の泉大津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、新規則の様式（次項において「新様式」という。）によるものとみなす。

6 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の調整を行った上、新様式により作成した用紙として使用することができる。

（準備行為）

7 新規則第10条、第11条、第12条及び第13条の規定による必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成30年5月31日規則第25号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成30年1月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の第4条の規定については、この規則の施行の日から平成31年6月30日までの間における所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第1条の規定による改正後の所得税法第2条第1項第33号の規定の適用については、同号中「同一生計配偶者」とあるのは改正前の所得税法第2条第1項第33号に規定する「控除対象配偶者」とする。

【届出_根拠規範】 27_大阪府泉大津市_1

様式第1号

重度障害者医療費助成一部自己負担額償還申請書

泉大津市長様				
下記のとおり、 年 月に医療機関に支払った一部自己負担額の償還を申請します。なお、支給の際は、下記口座へ振り込んでください。				
申請者	住所			
	氏名	Ⓜ 電話() —		
受給者	住所			
	氏名	生年月日	年	月 日
	受給者番号	公費負担者番号		
支払った一部自己負担額の合計				円
償還を受ける額				円
振込先	金融機関名	種別	口座番号	
	本店 支店		ふりがな	
			口座名義	
(市使用欄)				

【届出_根拠規範】 27_大阪府泉大津市_1

様式第2号

重度障害者医療費支給申請書

泉大津市長 様

年 月 日

(年 月 診療分)

申請者	住所	
	氏名	印
	続柄	
	電話	()

下記のとおり療養費の支給を申請します。

受給者	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
	生年月日	年 月 日	
	受給者番号		
加入医療保険	被保険者氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
	保険証記号・番号		
	保険者名		

受診医療機関名		医療費の給付を受けることができなかった理由	1. 他府県 2. 装具 3. その他()
---------	--	-----------------------	---------------------------

振込先	金融機関名	銀行 信金 農協	本店 支店	種目	普通・当座
	口座番号			フリガナ 口座名義	

※振込先は本人様名義でお願いします

支給決議書

年 月 日

上記のとおり申請がありましたので、審査の結果、下記のとおり支給してよろしいか。

決裁				

泉大津市重度障害者の医療費の助成に関する条例第4条第3項により、下記のとおり支給します。

療養に要した需用額(A)		円
保険者負担金(B)		円
一部負担金(C)		円
高額療養費又は附加給付額(D)		円
療養費支給額(A) - (B) - (C) - (D)		円

【届出_根拠規範】 27_大阪府泉大津市_1

様式第3号

(表)

重度障害者医療証交付(更新)申請書

泉大津市長殿 申請者住所 泉大津市 年 月 日
 氏名 ⑩
 続柄(対象者の) 電話

受給者番号	—
資格取得年月日	年 月 日

障害福祉年金	有・無
特別児童扶養手当	有・無
特定疾病認定	有(・)・無

下記のとおり医療証の交付(更新)を申請します。なお、以後市民税課税台帳等により、所得状況を確認することを承諾します。

申請理由	1 障害者該当 2 転入 3 生廃 4 保険資格 5 その他()						
対象者	男・女	保護者との続柄	生年月日	住所	整理番号		
	個人番号		年 月 日	(. .)			
保護見権(後親)	男・女	対象者との続柄	生年月日	住所	整理番号		
			年 月 日	(. .)			
加入医療保険	保 険 者 名		保 険 者 番 号		所 在 地		
	(. .)						
	保 険 証 記 号 番 号		被 保 険 者 氏 名	続 柄	住 所	生年月日	
					. .		
					. .		
障害の状況	身体障害の状況	程 度 (級別)	1・2・3・4・5・6	手帳発行日	年 月 日	障害名	
		障 害 別	視・聴・言・肢・内	番 号	第 号		
	知的障害の状況	程 度	重度・中度・軽度	手帳発行日	年 月 日	次回判定日	処 理
		判 定 機		番 号	第 号	年 月 日	
		年 月 日				見 出 台 帳 異 動	

※ 申請者の欄及び太線わく内について記入してください。
 ※ 該当する内容は字句又は数字を○で囲んでください。
 ※ 申請は、障害の状況を証する書類(身体障害者手帳・療育手帳又は判定機関の証明書等)及び障害福祉年金又は特別児童扶養手当を受給している方については、それを証する書類を添えてください。
 ※ 障害福祉年金又は特別児童扶養手当を受給されていない方は、(裏)の所得状況も記入してください。

【届出_根拠規範】 27_大阪府泉大津市_1

(裏)
所 得 状 況

対 象 者 氏 名		
条例第3条第1項に規定する額		円
扶 養 親 族 が な い 場 合		円
扶 養 親 族 が あ る 場 合 の 加 算 額		円
扶養親族の数	うち同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)及び老人扶養親族の合計数	うち特定扶養親族 人 人
所 得 額		円
控 除	雑 損	円
	医 療 費	円
	小規模企業共済等掛金	円
	配 偶 者 特 別 控 除	円
	社 会 保 険 料	円
	障害者である扶養親族数 障 人 特障 人	円
	老・寡・寡特・勤の別	円
	地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得額	円
そ の 他	円	
控 除 後 の 所 得		円

【届出_根拠規範】 27_大阪府泉大津市_1

様式第4号

(表)

この証は、大阪府以外では使えません。

障 害 者 医 療		医 療 証	
公 費 負 担 者 番 号			
受 給 者 番 号			
対 象 者	住 所		
	フリガナ氏名	
	生年月日	年 月 日	男・女
有 効 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
発 行 機 関 名 及 び 印			
交 付 年 月 日		年 月 日	

(裏)

ご 注 意

- 1 この証は、医療費の助成を受けることができる証ですので、大切に保管してください。
- 2 この証は、本人以外では使えません。
- 3 診療などをお受けになるときは、保険証にこの証を添えて、医療機関の窓口へ必ずご提出ください。
- 4 対象者としての資格が無くなったとき、又は有効期間を経過したときは、この証は使えなくなりますので、速やかにお返してください。
- 5 氏名、住所又は加入医療保険等に変更があったときは、その旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚して使えなくなったり、又は無くしたりしたときは再交付を受けてください。
- 7 他の法令等により公費負担を受けることができる場合は、その公費負担を優先的に受けてください。

様式第5号

重度障害者医療証再交付申請書

年 月 日

泉 大 津 市 長 殿

住 所

申請者

氏 名

印

続柄(受給者の) 電話

下記のとおり医療証の再交付を申請します。

※ ※ 申請者の欄及び太線わく内について記入してください。
 ※ 申請理由の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

申請理由	1 無くした 2 破れた 3 汚れた 4 その他()			
受 給 者	氏名	生年月日	性別	
	個人番号	年 月 日	男・女	
	住 所			
医 療 証	記号番号	申請理由2又は3に該当するときは、ここに医療証を添付してください。		
加 入 医 療 保 険	世帯主・被保険者等氏名			
	保険種別 政・組・日・船・共・国			
	記号番号			
	発行機関			
決 裁	課長	係長	担当者	受 付

【届出_根拠規範】 27_大阪府泉大津市_1

様式第6号

重度障害者医療費受給資格変更届

泉大津市長 殿

年 月 日



住所 泉大津市 町 丁目 番 号

受給者 印 年 月 日生

個人番号

届出人 続柄()

電話番号 —

受給者番号	
変更年月日	年 月 日

下記のとおり変更しましたのでお届けします。

※ 該当する番号及び事項を○で囲み該当空欄に必要事項を記入してください。

変更理由		旧			新					
1	住 所	町 丁目 番 号			町 丁目 番 号					
2	氏名・生年月日等									
3	身体障害の程度	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6			1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6					
4	身体障害の種別	視 ・ 聴 ・ 言 ・ 肢 ・ 内			視 ・ 聴 ・ 言 ・ 肢 ・ 内					
5	知的障害の程度	重 度 ・ 中 度 ・ 軽 度			重 度 ・ 中 度 ・ 軽 度					
6	旧	保 險 者 名	保 險 者 番 号	種 別	保 険 証 記 号 番 号	被 保 険 者 氏 名	続 柄			
加入健康保険	新	保 險 者 名	保 險 者 番 号		所 在 地		種 別			
		保 険 証 記 号 番 号	被 保 険 者 氏 名	続 柄	住 所	生 年 月 日				
備考						処理	台帳	見出	異動	

【届出_根拠規範】 27_大阪府泉大津市_1

様式第7号

重度障害者医療費受給資格喪失届

泉大津市長殿

年 月 日

住所 泉大津市 町 丁目 番 号
 受給者 印 年 月 日生
 届出人 続柄()
 電話番号

受給者番号	
発生年月日	年 月 日
喪失年月日	年 月 日

下記のとおり受給資格を喪失しましたのでお届けします。

※ 該当する番号を○で囲み該当枠に必要事項を記入してください。

1	死 亡	
2	転 出	転出先
3	生 保 廢 止	
4	保 險 資 格	保険者名 保険者番号 種別
5	他 公 費	公費負担者番号 受給者番号
6	障害者非該当	級 度 に 変 更 判 定 年 月 日
7	所得制限抵触	
8	そ の 他	
喪失時の加入健康保険の備考	保 險 者 名	保 險 者 番 号 種 別
	保 險 証 記 号 番 号	被 保 険 者 氏 名 続 柄
	処 理	台帳 見出 異動

ここに医療証を添付してください。

【届出_根拠規範】 27_大阪府泉大津市_1

様式第1号

(平18規則23・追加、平29規則14・一部改正)

様式第2号

(平29規則14・追加)

様式第3号

(平27規則30・全改、平29規則14・旧様式第2号繰下・一部改正、
平30規則25・一部改正)

様式第4号

(平2規則1・一部改正、平18規則23・旧様式第2号繰下、平29規則14・旧様式第3号繰下)

様式第5号

(平27規則30・全改、平29規則14・旧様式第4号繰下・一部改正)

様式第6号

(平27規則30・全改、平29規則14・一部改正)

様式第7号

(平元規則14・全改、平11規則3・一部改正、平18規則23・旧様式第6号繰下、平29規則14・一部改正)